

社会福祉法人寿光会
指定短期入所生活介護特別養護老人ホーム諫早中央運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿光会が経営する指定短期入所生活介護特別養護老人ホーム諫早中央（以下「施設」という。）の利用者及び施設について必要な事項を定め施設の健全な運営を図ることを目的とする。

第2章 施設の目的及び運営の方針等

(施設の目的)

第2条 施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援及び要介護状態となった高齢者に対し適正な短期入所生活介護サービスを提供することを施設の目的とする。

(運営方針)

第3条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅での生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、地域の中で自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

(名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 諫早中央
- (2) 所在地 長崎県諫早市野中町648番地7

(入居定員)

第5条 施設の利用定員は10名及び特別養護老人ホーム諫早中央の空床利用とする。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユニット数 1ユニット
- (2) 利用定員 10名及び特別養護老人ホーム諫早中央の空床利用

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、諫早市の区域とする。

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

(職種、員数及び職務内容)

第7条 施設に次の従業者を置く。また、職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
施設サービスの実施状況と質の把握、従業者の管理、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 事務員 1名以上
施設の庶務及び会計並びに経理等の事務を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員 4名以上
利用者の日常生活の身体介護及び生活支援並びに相談業務を行う。
- (6) 医師 1名(非常勤)
利用者の診療及び健康管理を行う。また、施設の保健衛生の管理指導を行う。
- (7) 看護職員 1名以上
医師の指示を受けて利用者の健康管理を行う。また、施設の保健衛生業務を行う。
- (8) 管理栄養士 1名以上
利用者の嗜好の把握及び食事提供の管理を行う。また、食事と栄養に関する助言を行う。

(業務分担)

第8条 従業者ごとの職務分掌及び業務分担については、施設長が別に定め、利用者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

第4章 利用者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

(施設サービス計画書)

第9条 利用者の生活習慣、意向・好みを反映し自律支援を念頭においた施設サービス計画を作成し、それに基づいたサービスを提供する。

(介護)

第10条 利用者が相互に社会的関係を築き、役割を持ち自律的な日常生活を営むことができるよう、次のサービスを施設サービス計画書に基づき適切な知識と技術をもって行うものとする。

- (1) 入浴ケ
- (2) 排泄ケア
- (3) 機能訓練(日常生活の中でのリハビリ)
- (4) 日常生活上のお世話
- (5) 健康状態の把握
- (6) 送迎

(相談及び援助)

第11条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元保証人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言とその他の援助を行うものとする。

(食事の提供)

第12条 利用者の心身の状況及び嗜好と栄養を考慮した食事の提供ができるよう、献立、食品の種類及び調理方法について常に工夫する。また、生活習慣を尊重し適切な時間に提供するものとする。

(健康管理)

第13条 利用者の健康の状況に注意するとともに、施設サービス計画書に基づき利用者及び身元保証人等の意向を尊重し適切な健康管理を行うものとする。

(施設サービスの利用料及び費用等)

第14条 第7条から第10条に規定する施設サービスに伴う利用料は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担によるものとする。

2 前項の利用料負担による施設サービスの他、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用 朝食 400 円 昼食 542 円 夕食 503 円 (日額 1,445 円)
ただし、特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は厚生労働大臣が定める食費の負担限度額とする。

(2) 居住に要する費用 日額 2,006 円
ただし、特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は厚生労働大臣が定める居住費の負担限度額とする。

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用。

(4) 前各号の他日常生活において必要となるものであって、利用者が負担することが適当と認められるものに要する費用。

3 施設は、利用者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき利用者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ利用者に発行するものとする。

4 食費及び居住費について、次の各号に定める事由が生じた場合は利用者及び身元引受者等の同意を得て変更することができる。

(1) 居住費の額が、近隣の類似施設の家賃及び光熱水費と比べ著しい差が生じた場合。

(2) 食費及び居住費に関する法令等に変更があった場合。

(施設サービス提供に関する記録)

第15条 施設サービスの実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

(1) 施設サービス提供に関する記録

イ 施設サービス計画書

ロ 施設サービス提供の状況及び入居者の施設での生活の経過に係る記録

(2) 前項に掲げる記録については、その完結の日から2年間備えておくものとする。

第4章 施設利用にあたっての留意事項

(禁止行為)

第16条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 施設長が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。

(2) 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。

(3) その他施設長が定めたこと。

(損害賠償)

第17条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第5章 その他施設の運営に関する重要事項

(緊急時の対応)

第18条 利用者の病状の急変、事故等緊急事態が発生した場合には速やかに必要な措置を講じるとともに、身元保証人(家族等)に報告する。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には誠意をもって対応するものとする。

(苦情等への対応)

第19条 施設長は、施設サービスに関する利用者又は身元保証人(家族等)からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置する。

2 苦情を受け付けた時には、速やかに事実関係を調査し適切に対応するものとする。対応の結果については、利用者又は身元保証人(家族等)に報告するものとする。

3 施設は、苦情を申し立てた入居者に対して差別的な取扱を行ってはならない。

(虐待防止)

第20条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第21条 施設長は、非常災害に関する具体的な計画（消防、風水害、地震等）を作成する。

また、防火管理者を定めておくとともに、非常災害に備えるため定期的に必要な訓練を行うものとする。

(保健衛生)

第22条 施設は、使用する食器類その他の備品、設備等について衛生的な管理に努めるものとする。

2 施設は、感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、感染症が発生した場合でも、事業を継続できるように計画を作成する。

(秘密の保持)

第23条 従業者は、業務上知り得た利用者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らし
てはならない。このことは、退職後においても保持すべき旨を誓約書の内容とする。

(地域との連携)

第24条 施設は、その運営にあたって、地域との交流に努めるものとする。

(その他)

第25条 この事項に定める事項の他、運営に関する事項は、社会福祉法人寿光会と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成26年8月15日から施行する。

この規定は令和2年8月1日から施行する。

この規程は令和4年5月6日から施行する。